

新入社員安全衛生教育

開催のご案内

労働安全衛生法第59条の規定により、事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、その業務に関する安全または衛生のための教育を行なうことを義務づけています。

特に最近では、メンタルヘルスやハラスメントが社会的に大きな問題になっていることから、新入社員への的確な情報提供が望まれます。

当協会では、標記新入社員安全衛生教育を下記のとおり開催いたしますので、この機会に貴事業場の該当者を積極的に参加させていただきますようご案内申し上げます。

静岡労働基準協会

記

1. 講習日程等

講習時間	講習会場
9:00～ 17:00	静岡県産業経済会館 3階 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1

※駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻 10 分前までに受付けを済ませてください。オリエンテーションを行います。

2. 講習カリキュラム ※昨年までの半日講習から、一日講習に変わりました

(1) 安全の基本と安全衛生管理	60 分
(2) 安全な仕事の進め方	95 分
(3) 快適な環境（交通安全・地震・災害・健康等）	180 分
(4) 心の健康	30 分

3. 受講料（消費税を含む）

当協会会員	8,000円	非協会員	10,000円
-------	--------	------	---------

※県内他地区基準協会に加入されている事業場様も当協会会員と同じ受講料とします。

受講申込書に加入している地区基準協会名を記入してください。

4. 参加申込み手続きの手順

(1) 事務局に電話して、受講者の空き状況を確認してください。(TEL 054-253-7067)

※電話での予約は受付けておりませんのでご注意ください。

(2) 受講申込書を作成し、FAX で送付してください。(FAX 054-253-7613)

※FAX の到着順に仮受け付けします。

事務局への持参や郵送でも構いませんが、申込書が到着した順に仮登録します。

※外国籍の方は、受講者氏名欄に在留カード又は自動車運転免許証に記載されている氏名を記入してください。

※個人情報ですので、送付先の間違いが無いようご注意ください。

(3) 事務局より、折り返し**請求書**及び**受講票**を FAX でお送りします。

※受講料は、遅くとも受講開始日 2 週間前までに納入してください。

(4) 受講をキャンセルする場合、お送りした受講票はそちらで破棄してください。

また、受講者を変更する場合は事務局までご連絡の上、新しい方の受講申込書を FAX で事務局までお送りください。

※キャンセルの場合は受講開始日 1 週間前までに、受講者変更の場合は遅くとも講習会開始日 2 日前までに事務局までご連絡ください。

5. **修了証の交付** 教育修了証明書は、事業所宛に「**新入社員安全衛生教育修了証明書**」を交付します。

6. **携行品** 受講票、筆記用具、不織布マスク
昼食（近隣の食堂及びコンビニが利用できます。）

7. **受講者が少ない場合、開催を取り止めることがあります。**

8. **受講申し込み、お問い合わせは**

静岡労働基準協会

静岡市葵区鷹匠 3 丁目 1-20

サンパレス鷹匠 102 号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613